

環水大自発第 2211284 号  
令和 4 年 11 月 28 日

三重県環境生活部長殿

環境省水・大気環境局自動車環境対策課長

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 6 条第 3 項及び第 8 条第 3 項に基づく窒素酸化物対策地域等の指定の解除に関する申出について（通知）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）第 6 条第 3 項及び第 8 条第 3 項において、都道府県は、その区域のうち第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の政令で定める地域の要件に該当し、又は該当しなくなったと認められる一定の地域があるときは、同項の地域を定める政令（※）の制定又は改廃の立案について、環境大臣に対し、その旨の申出をすることができることとされている。

※自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成 4 年政令第 365 号。以下「令」という。）

令和 4 年 4 月の中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」において、「対策地域の指定の解除の考え方」が整理された。

答申を踏まえ、関係都府県において対策地域の指定の解除の申出を行う場合は、別紙に基づき実施されたい。申出を受けた後の令の改廃の立案においては、当該「対策地域の指定の解除の考え方」に基づく取組状況を環境省として把握する必要性が生じる可能性があることから、その取組状況については、環境省に事前に共有・相談されたい。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 対策地域の指定の解除の考え方

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域の指定の解除の考え方は、以下のとおりである。

(将来推計に基づく環境基準確保の確認)

- 対策地域の指定の解除について検討するに当たっては、車種規制が適用されなくなった場合においても「環境基準確保」が維持できるのかどうかについて判断することが不可欠である。そのため、対策地域の指定解除を検討するに当たっては、既に環境基準が確保されていると評価できる地域において、評価年度から5年後の車種規制等が適用されなくなった場合の大気環境を推計し、以下の要件を満たすことが必要である。

- ・ 常時監視測定局における環境濃度が評価年度と比して減少傾向あるいは低濃度で横ばいであること
- ・ 常時監視測定局における環境濃度が環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベル( $\text{NO}_2$ : 0.055ppm、SPM: 0.080mg/m<sup>3</sup>)以下であること
- ・ 自動車 $\text{NO}_x$ 排出量及び自動車PM排出量が評価年度と比して横ばい又は低減傾向にあること、
- ・ 面的評価判定用算定値が判定基準を満たすこと

(留意すべき事項)

- また、対策地域の指定の解除の検討に際しては、以下の①～③の点に十分に留意する必要がある。
- ① ステークホルダー（住民、事業者等）との調整
    - ・ 住民に対しては、既に環境基準が確保されている地域であることを前提としたうえで、今後、車種規制等が廃止された場合の大気環境について保守的に予測した場合でも環境基準を超過する可能性が低いことを入念に確認する等、指定解除を行う理由を丁寧に情報発信し理解を得るべく対話を進める必要がある。
    - ・ その他関係する事業者、自治体、道路管理者等に対しては、指定解除後も実施するこれまでの対策や自主的な取組事項を整理するなどの連携を図ることが重要である。
  - ② 大気環境状況及び自動車使用状況の確認
    - ・ 指定解除後もしばらく（5年間を目途）は、大気環境基準が継続的に達成されていることを確認することが必要である。
    - ・ 具体的には、常時監視測定局の環境濃度のモニタリング結果及び走行車のうち非適合車の比率の動向といったデータのほか、数値解析の手法も利用して多角的に解析を行うこと。
  - ③ 大気汚染対策・地球温暖化対策の双方に資する取組（電動車等の普及促進、エコドライブ等）の実施

- ・ 電動車及びエコドライブ等の普及促進や共同輸配送等の物流の効率化の推進、公共交通機関及び自転車利用の促進などの各種施策の継続は、地球温暖化対策のみならず大気環境のさらなる改善にも資することから、各自治体における取組が期待される。

(解除後の対応)

- なお、対策地域の指定が解除された後においても、②のモニタリング結果等から、万が一、当該地域の「環境基準確保」が危ぶまれると判断される場合には、国と連携して早期に対策を講じ、状況によっては、再度対策地域に指定することも含めて、大気環境が悪化することがないように取り組むべきである。

(以上)

三重県環境生活部長殿

環境省水・大気環境局自動車環境対策課長

窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画  
の策定等に当たっての留意事項について（通知）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の変更について、令和 4 年 11 月 28 日付け環水大自発第 2211281 号をもって環境大臣より関係都府県知事宛に通知したところである。

基本方針に基づき窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画（以下「総量削減計画」という。）の策定等を行うに当たっての留意事項を下記のとおり通知するので、これに留意の上、基本方針に基づく施策を着実に実施されたい。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第 1 総量削減計画の策定（基本方針第 2 の 1）

令和 4 年 4 月の中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」においては、対策地域における二酸化窒素と浮遊粒子状物質の大気環境基準の確保という基本方針の目標については、ほぼ達成したと評価されたところである。他方で、一部の測定局では二酸化窒素に係る環境基準を達成しているものの環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベルには至らなかったこと、将来年度への影響については平成 28 年・30 年規制車両であっても触媒劣化等の様々な要因で排出係数が変化する可能性があることが示唆されていること、令和 3 年 9 月に世界保健機関（WHO）から公表された大気環境に関するガイドライン「WHO global air quality guidelines」等、人健康影響についての科学的知見の集積に関する国際的な動向も注視する必要があることなどから、引き続き現行の法に基づく各種施策を継続する必要がある。

ついでには、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 53

号。以下「施行令」という。)の施行日が令和6年4月1日に設定されていることから、各都府県においては当該施行日までに総量削減計画を策定されたい。

なお、法第6条第3項及び第8条第3項に基づく対策地域の指定の改廃に係る申出に向け、令和4年11月28日付け環水大自発第2211284号「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第6条第3項及び第8条第3項に基づく窒素酸化物対策地域等の指定の解除に関する申出について（通知）」の別紙「対策地域の指定の解除の考え方」に基づく取組（例えば、ステークホルダー（住民、事業者等）との調整）が行われていると認められる場合にあっては、総量削減計画の策定を猶予する。

## 第2 対策の継続及び推進

法の目的に鑑み不断の対策を継続することが肝要であることから、関係都府県におかれては、今般変更された基本方針に基づき総量削減計画を策定し、施行するまでの間は、現行の基本方針に基づき策定した総量削減計画による施策を引き続き着実に実施されたい。

以上